

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年11月12日

【中間会計期間】 第51期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

【会社名】 株式会社マイコー

【英訳名】 Meiko Electronics Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 名屋 佑一郎

【本店の所在の場所】 神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号

【電話番号】 0467-76-6001（代表）

【事務連絡者氏名】 経理本部長 船山 淳

【最寄りの連絡場所】 神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号

【電話番号】 0467-76-6001（代表）

【事務連絡者氏名】 経理本部長 船山 淳

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 中間連結会計期間	第51期 中間連結会計期間	第50期
会計期間	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高 (百万円)	98,157	111,493	206,806
経常利益 (百万円)	8,005	11,360	18,763
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	6,333	9,395	14,924
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	404	9,489	13,025
純資産額 (百万円)	104,170	123,695	115,605
総資産額 (百万円)	240,503	303,296	256,366
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	240.78	359.99	569.47
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 (円)			
自己資本比率 (%)	40.3	38.3	42.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	7,442	13,479	21,655
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,175	30,410	24,327
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,494	31,064	4,141
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (百万円)	27,929	37,130	22,913

- (注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。
 2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 3 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間(当期)純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めてあります。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当中間連結会計期間における電子部品業界は、AIサーバー需要の拡大、新型ゲーム機の販売が好調に推移したことにより、米国の大規模な関税の引き上げによる需要低迷懸念が後退したことや、為替が円安基調で推移していることから緩やかな回復基調となりました。

このような環境の下、当社グループの売上は、車載向け基板、スマートフォン・タブレット向け基板が回復基調に転じたことに加え、情報通信向け基板やアミューズメント・デジタル家電・産業機器・その他向け基板が引き続き好調に推移しました。また、電子機器事業も大幅に成長したことから、売上高は過去最高を更新しました。利益面では受注が好調に推移しており、ベトナムを中心に工場稼働率が向上していることに加え、収益性が高いビルドアップ基板の販売が大幅に増加したことや、生産性改善やコスト削減などの効果と相俟って増益となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の売上高は、111,493百万円（前年同期比13.6%増）と前年同期に比べ13,335百万円の增收となりました。損益面では、営業利益が11,418百万円（前年同期比22.9%増）、経常利益が11,360百万円（前年同期比41.9%増）、親会社株主に帰属する中間純利益が9,395百万円（前年同期比48.3%増）となりました。

財政状態の状況

(資産)

当中間連結会計期間末の資産は303,296百万円となり、前連結会計年度末に比べ46,930百万円増加しました。流動資産において、現金及び預金が15,556百万円増加、受取手形及び売掛金が6,069百万円増加、棚卸資産が2,841百万円増加、固定資産において、有形固定資産が17,887百万円増加、投資その他の資産が3,792百万円増加が主な要因であります。

(負債)

当中間連結会計期間末の負債は179,601百万円となり、前連結会計年度末に比べ38,841百万円増加しました。流動負債において、支払手形及び買掛金が4,750百万円増加、短期借入金が5,132百万円増加、1年内返済予定の長期借入金が7,036百万円増加、固定負債において、長期借入金が20,613百万円増加が主な要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は123,695百万円となり、前連結会計年度末に比べ8,089百万円増加しました。利益剰余金が7,990百万円増加が主な要因であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、37,130百万円となり、前連結会計年度に比べ14,217百万円増加（前年同期は6,565百万円増加）しました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の増加は、13,479百万円（前年同期は7,442百万円の増加）となりました。この増加は、主に税金等調整前中間純利益12,003百万円、減価償却費6,414百万円、仕入債務の増加4,475百万円による資金の増加と、売上債権の増加7,250百万円、棚卸資産の増加2,845百万円による資金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は、30,410百万円（前年同期は9,175百万円の減少）となりました。この減少は、主に有形固定資産の取得による支出25,354百万円、投資有価証券の取得による支出3,952百万円による資金の減少によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の増加は、31,064百万円（前年同期は9,494百万円の増加）となりました。この増加は、主に短期借入金の純増額5,171百万円、長期借入れによる収入33,933百万円による資金の増加と、長期借入金の返済による支出6,449百万円、配当金の支払額1,404百万円による資金の減少によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は3,644百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	70,000,000
第一回社債型種類株式	100
計	70,000,000

(注) 各種類の株式の「発行可能株式総数」の欄には、定款に規定されている各種類の株式の発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (2025年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2025年11月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,803,320	26,803,320	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株 であります。
第一回社債型 種類株式	70	70	非上場	(注) 1、 2
計	26,803,390	26,803,390		

(注) 1 第一回社債型種類株式の単元株式数は1株であります。

2 第一回社債型種類株式の内容は次のとおりであります。

(1) 剰余金の配当

期末配当の基準日

当社は、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一回社債型種類株式を有する株主(以下「第一回社債型種類株主」という。)又は第一回社債型種類株式の登録株式質権者(以下、第一回社債型種類株主と併せて「第一回社債型種類株主等」という。)に対して、金銭による剰余金の配当(期末配当)をすることができる。

期中配当

当社は、期末配当のほか、基準日を定めて当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一回社債型種類株主等に対し金銭による剰余金の配当(期中配当)をすることができる。

優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第一回社債型種類株主等に対して、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。)に先立ち、法令の定める範囲内において、第一回社債型種類株式1株につき、下記(1)に定める額の配当金を金銭にて支払う。ただし、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日であって当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として第一回社債型種類株主等に対し剰余金を配当したとき(以下、当該配当金を「期中優先配当金」という。)は、その額を控除した金額とする。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当社が第一回社債型種類株式を取得した場合、当該第一回社債型種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当は行わない。なお、優先配当金に、第一回社債型種類株主等が権利を有する第一回社債型種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

優先配当金の額

優先配当金の額は、剰余金の配当の基準日に応じて、それぞれ、以下のとおりとする。

(i) 2023年3月末日(同日を含む。)までの日を基準日として、優先配当金を支払う場合

第一回社債型種類株式1株当たりの優先配当金の額は、2023年3月末日を基準日として剰余金の配当を行うときは金2,233,660円とし、2023年3月末日より前の日を基準日として剰余金の配当を行うときは金0円とする。

()2023年4月1日(同日を含む。)以降払込期日の5年後の応当日(同日を含む。)までの日を基準日として、優先配当金を支払う場合

第一回社債型種類株式1株当たりの優先配当金の額は、第一回社債型種類株式の1株当たりの払込金額に年率4.5%を乗じて算出される額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

()払込期日の5年後の応当日の翌日(以下「ステップアップ基準日」という。)以降の日を基準日として、優先配当金を支払う場合

第一回社債型種類株式1株当たりの優先配当金の額は、第一回社債型種類株式の1株当たりの払込金額に年率7.5%を乗じて算出される額について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。ただし、ステップアップ基準日を含む事業年度については、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(同日を含む。)からステップアップ基準日の前日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により年率4.5%を乗じて算出される額、及びステップアップ基準日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により年率7.5%を基準として算出される金額の合計額とする。ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として第一回社債型種類株主等に対して支払われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る優先配当金につき本に従い累積した累積未払優先配当金(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度の末日を基準日として上記(1)に従い計算した場合の優先配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「未払優先配当金」という。)は、当該事業年度(以下「不足事業年度」という。)の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われた日(同日を含む。)まで、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、年率4.5%(ただし、ステップアップ基準日以降は年率7.5%)の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日として日割計算により算出される金額とし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

累積した未払優先配当金(以下「累積未払優先配当金」という。)について、不足事業年度の翌事業年度以降、優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、第一回社債型種類株式1株につき累積未払優先配当金の額に達するまで、第一回社債型種類株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当する。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金に、第一回社債型種類株主等が権利を有する第一回社債型種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

非参加条項

当社は、第一回社債型種類株主等に対して、上記(1)に定める優先配当金及び(1)に定める未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

(2) 残余財産の分配

残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第一回社債型種類株主等に対して、普通株主等に先立って、第一回社債型種類株式1株当たり、下記(2)に定める金額を支払う。なお、(2)に定める金額に、第一回社債型種類株主等が権利を有する第一回社債型種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

残余財産分配額

(i) 基本残余財産分配額

第一回社債型種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4)()に定める基本償還価額相当額(ただし、下記(4)()における「償還請求日」は「残余財産分配日」(残余財産の分配が行われる日をいう。以下同じ。)と読み替えて適用する。)(以下「基本残余財産分配額」という。)とする。

()控除価額

上記(2)()にかかわらず、残余財産分配日までの間に支払われた優先配当金(残余財産分配日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「解散前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、第一回社債型種類株式1株当たりの残余財産分配額は、下記(4)()に定める控除価額相当額(ただし、下記(4)()における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「残余財産分配日」「解散前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)を、上記(2)()に定める基本残余財産分配額から控除した額とする。なお、解散前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、解散前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(2)()に定める基本残余財産分配額から控除する。

非参加条項

第一回社債型種類株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

(3) 議決権

第一回社債型種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

第一回社債型種類株式については、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

償還請求権の内容

第一回社債型種類株主は、いつでも、当社に対して金銭を対価として第一回社債型種類株式を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、第一回社債型種類株式1株を取得するのと引換に、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該第一回社債型種類株主に対して、下記(4)に定める金額(ただし、除算は最後に行い、円単位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべき第一回社債型種類株式は、抽選又は償還請求が行われた第一回社債型種類株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、償還価額に、第一回社債型種類株主が償還請求を行った第一回社債型種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

償還価額

(i) 基本償還価額

第一回社債型種類株式1株当たりの償還価額は基本償還価額とし、(a)払込期日(同日を含む。)から2023年3月末日(同日を含む。)までに償還請求日が到来する場合には以下に定める基本償還価額Aを、(b)2023年4月1日(同日を含む。)からステップアップ基準日の前日(同日を含む。)までに償還請求日が到来する場合には以下に定める基本償還価額Bを、(c)ステップアップ基準日(同日を含む。)以降に償還請求日が到来する場合には以下に定める基本償還価額Cをもって、基本償還価額とする。

(a) 基本償還価額A = 102,233,660円

(b) 基本償還価額B = 基本償還価額A × (1 + 0.045)^{m+n/365}

(c) 基本償還価額C = 基本償還価額A × (1 + 0.045)^{m+n/365} × (1 + 0.075)^{o+p/365}

2023年4月1日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。ただし、(c)基本償還価額Cの計算においては、2023年4月1日(同日を含む。)からステップアップ基準日の前日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

ステップアップ基準日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「o年とp日」とする。

() 控除価額

上記(4) ()にかかわらず、償還請求日までの間に支払われた優先配当金(償還請求日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「償還請求前支払済優先配当金」という。)が存する場合において、(a)払込期日(同日を含む。)から2023年3月末日(同日を含む。)までに償還請求日が到来するときは以下に定める控除価額Aを、(b)2023年4月1日(同日を含む。)からステップアップ基準日の前日(同日を含む。)までに償還請求日が到来するときは以下に定める控除価額Bを、(c)ステップアップ基準日(同日を含む。)以降に償還請求日が到来するときは以下に定める控除価額Cを、上記(4) ()に定める基本償還価額から控除し、当該控除後の金額を、第一回社債型種類株式1株当たりの償還価額とする。なお、償還請求前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、償還請求前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額を計算し、その合計額を上記(4) ()に定める基本償還価額から控除する。

(a) 控除価額A = 債還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.045)^{u/365}

(b) 控除価額B = 債還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.045)^{v+w/365}

(c) 控除価額C = 債還請求前支払済優先配当金 × (1 + 0.045)^{v+w/365} × (1 + 0.075)^{x+y/365}

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「u日」とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「v年とw日」とする。ただし、(c)控除価額Cの計算においては、償還請求前支払済優先配当金の支払日(同日を含む。)からステップアップ基準日の前日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「v年とw日」とする。

償還請求前支払済優先配当金の支払日(ただし、当該支払日がステップアップ基準日の前日(同日を含む。)より前の日である場合には、ステップアップ基準日)(同日を含む。)から償還請求日(同日を含む。)までの期間に属する日の日数を「x年とy日」とする。

償還請求受付場所

神奈川県綾瀬市大上五丁目14番15号

株式会社マイコー

償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時に発生する。

(5) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

強制償還の内容

当社は、払込期日から1年が経過した日(同日を含む。)以降、いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、第一回社債型種類株主等の意思にかかわらず、当社が第一回社債型種類株式の全部又は一部を取得すると引換えに、当該日における分配可能額を限度として、第一回社債型種類株主等に対して、下記(5)に定める金額(以下「強制償還価額」という。)の金銭を交付することができる(以下、この規定による第一回社債型種類株式の取得を「強制償還」という。)。なお、第一回社債型種類株式の一部を取得するときは、取得する第一回社債型種類株式は、抽選、比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。また、強制償還価額に、当社が強制償還を行う第一回社債型種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

強制償還価額

(i) 基本強制償還価額

第一回社債型種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記(4)()に定める基本償還価額相当額(ただし、上記(4)()における「償還請求日」は「強制償還日」と読み替えて適用する。)(以下「基本強制償還価額」という。)とする。

()控除価額

上記(5)()にかかわらず、強制償還日までの間に支払われた優先配当金(強制償還日までの間に支払われた期中優先配当金を含み、以下「強制償還前支払済優先配当金」という。)が存する場合には、第一回社債型種類株式1株当たりの強制償還価額は、上記(4)()に定める控除価額相当額(ただし、上記(4)()における「償還請求日」「償還請求前支払済優先配当金」は、それぞれ「強制償還日」「強制償還前支払済優先配当金」と読み替えて適用する。)を、上記(5)()に定める基本強制償還価額から控除した額とする。なお、強制償還前支払済優先配当金が複数回にわたって支払われた場合には、強制償還前支払済優先配当金のそれぞれにつき控除価額相当額を計算し、その合計額を上記(5)()に定める基本強制償還価額から控除する。

(6) 株式の併合又は分割

- a 法令に別段の定めがある場合を除き、第一回社債型種類株式について株式の併合又は分割は行わない。
- b 第一回社債型種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えず、また、株式又は新株予約権の無償割当を行わない。

(7) 譲渡制限

譲渡による第一回社債型種類株式の取得については、取締役会の承認を要する。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2025年9月30日		普通株式 26,803,320 第一回社債型 種類株式 70		12,888		4,041

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
名屋 佑一郎	神奈川県綾瀬市	4,704	18.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インターシティAIR	4,075	15.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,451	13.27
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	975	3.75
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/ FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWALD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	653	2.51
名幸興産株式会社	神奈川県綾瀬市大上5丁目14-5	608	2.34
有限会社ユーホー	神奈川県綾瀬市大上5丁目15-3	521	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	377	1.45
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	312	1.20
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	302	1.16
計		15,982	61.47

(注) 1 上記大株主の株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数のうち、「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式26千株が含まれております。

2 上記大株主の株式会社日本カストディ銀行(信託E口)の所有株式数は、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式312千株であります。

3 上記のほか当社所有の自己株式802千株があります。なお、自己株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式26千株及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式312千株は含まれおりません。

4 2023年10月16日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者である株式会社三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社及び三菱UFJアセットマネジメント株式会社が2023年10月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行を除き、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	187	0.70
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	414	1.55
三菱UFJアセットマネジメント株式会社	東京都港区東新橋1丁目9-1	816	3.05

5 2025年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友DSアセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である株式会社三井住友銀行が2025年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三井住友銀行を除き、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	東京都港区虎ノ門1丁目17-1 虎ノ門ヒルズビジネスタワー26階	2,012	7.51
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	377	1.41

- 6 2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりあります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1-1	1,614	6.02
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	420	1.57

- 7 2025年9月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ信託銀行株式会社及びアセットマネジメントOne株式会社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社みずほ銀行を除き、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりあります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5-5	208	0.78
みずほ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目3-3	312	1.17
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目8-2	1,646	6.14

所有議決権数別

2025年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数(個)	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合(%)
名屋 佑一郎	神奈川県綾瀬市	47,044	18.10
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8-1 赤坂インター・シティAIR	40,753	15.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	34,513	13.28
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ)	42, AVENUE JF KENNEDY, L-1855 LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,759	3.75
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 セキュリティーズ・サービス・オペレーションズ)	33 RUE DE GASPERICH, L-5826 HOWARD-HESPERANGE, LUXEMBOURG (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	6,538	2.52
名幸興産株式会社	神奈川県綾瀬市大上5丁目14-5	6,084	2.34
有限会社ユーホー	神奈川県綾瀬市大上5丁目15-3	5,210	2.00
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	3,770	1.45
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,124	1.20
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インター・シティA棟)	3,024	1.16
計		159,819	61.48

(注) 第一回社債型種類株式を保有している株式会社日本政策投資銀行は、議決権を有していません。第一回社債型種類株式の内容については、「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回社債型種類株式 70		(注) 3
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 802,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,994,900	259,949	
単元未満株式	普通株式 5,720		
発行済株式総数		26,803,390	
総株主の議決権		259,949	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式26,900株及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式312,400株が含まれております。なお、「役員向け株式交付信託」の信託財産として保有する当社株式に係る議決権の数269個は、議決権不行使となっております。

3 第一回社債型種類株式の内容は、「(1) 株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2025年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社マイコー	神奈川県綾瀬市大上5丁目 14 - 15	802,700		802,700	2.99
計		802,700		802,700	2.99

(注) 「役員向け株式交付信託」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式26,900株及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式312,400株については、上記の自己株式等に含まれおりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 . 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2 . 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、有限責任あづさ監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,152	38,708
受取手形及び売掛金	45,071	51,141
電子記録債権	3,673	4,184
商品及び製品	11,130	11,783
仕掛品	8,484	10,124
原材料及び貯蔵品	18,874	19,423
その他	3,775	4,401
貸倒引当金	50	50
流動資産合計	114,112	139,716
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	38,225	41,393
機械装置及び運搬具（純額）	57,471	60,877
土地	2,547	2,662
建設仮勘定	26,088	36,904
その他（純額）	5,237	5,619
有形固定資産合計	129,570	147,458
無形固定資産		
のれん	4,951	4,612
その他	745	730
無形固定資産合計	5,696	5,343
投資その他の資産	1 6,986	1 10,778
固定資産合計	142,253	163,580
資産合計	256,366	303,296

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	29,598	34,349
短期借入金	2 40,366	2 45,498
1年内返済予定の長期借入金	2 11,699	2 18,736
未払法人税等	940	2,746
賞与引当金	1,458	1,282
役員賞与引当金	89	1
その他	16,104	16,168
流動負債合計	100,257	118,784
固定負債		
長期借入金	2 34,700	2 55,314
役員退職慰労引当金	215	215
株式給付引当金	316	333
役員株式給付引当金	51	56
退職給付に係る負債	3,421	3,401
その他	1,797	1,495
固定負債合計	40,502	60,817
負債合計	140,760	179,601
純資産の部		
株主資本		
資本金	12,888	12,888
資本剰余金	13,820	13,820
利益剰余金	57,649	65,639
自己株式	2,666	2,661
株主資本合計	81,691	89,687
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	92	141
繰延ヘッジ損益	50	3
為替換算調整勘定	26,322	26,330
退職給付に係る調整累計額	82	79
その他の包括利益累計額合計	26,547	26,554
非支配株主持分	7,367	7,453
純資産合計	115,605	123,695
負債純資産合計	256,366	303,296

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
売上高	98,157	111,493
売上原価	79,223	88,460
売上総利益	18,934	23,032
販売費及び一般管理費	1 9,646	1 11,614
営業利益	9,287	11,418
営業外収益		
受取利息	406	349
受取配当金	114	10
為替差益		230
その他	178	359
営業外収益合計	699	949
営業外費用		
支払利息	637	849
為替差損	1,221	
その他	121	158
営業外費用合計	1,981	1,007
経常利益	8,005	11,360
特別利益		
固定資産売却益	72	18
投資有価証券売却益		85
補助金収入		988
特別利益合計	72	1,092
特別損失		
固定資産除売却損	58	450
投資有価証券売却損	11	
特別損失合計	69	450
税金等調整前中間純利益	8,008	12,003
法人税等	1,588	2,521
中間純利益	6,419	9,481
非支配株主に帰属する中間純利益	86	86
親会社株主に帰属する中間純利益	6,333	9,395

【中間連結包括利益計算書】

	(単位：百万円)	
	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
中間純利益	6,419	9,481
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	83	49
繰延ヘッジ損益	94	46
為替換算調整勘定	6,029	8
退職給付に係る調整額	2	2
その他の包括利益合計	6,015	7
中間包括利益	404	9,489
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	318	9,402
非支配株主に係る中間包括利益	86	86

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	8,008	12,003
減価償却費	6,238	6,414
のれん償却額	338	338
貸倒引当金の増減額(　は減少)	8	0
賞与引当金の増減額(　は減少)	134	177
役員賞与引当金の増減額(　は減少)	57	87
株式給付引当金の増減額(　は減少)	111	16
役員株式給付引当金の増減額(　は減少)	8	5
退職給付に係る負債の増減額(　は減少)	66	23
受取利息及び受取配当金	521	360
支払利息	637	849
為替差損益(　は益)	949	187
有形固定資産除売却損益(　は益)	13	431
投資有価証券売却損益(　は益)	11	85
補助金収入		988
売上債権の増減額(　は増加)	5,167	7,250
棚卸資産の増減額(　は増加)	4,115	2,845
仕入債務の増減額(　は減少)	1,846	4,475
その他の資産の増減額(　は増加)	1,317	372
その他の負債の増減額(　は減少)	6	695
その他	38	30
小計	9,191	13,255
利息及び配当金の受取額	571	434
利息の支払額	645	815
補助金の受取額		988
法人税等の支払額又は還付額(　は支払)	1,674	383
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,442	13,479
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	7,080	25,354
有形固定資産の売却による収入	160	20
無形固定資産の取得による支出	61	90
投資有価証券の取得による支出	3,107	3,952
投資有価証券の売却による収入	249	530
短期貸付金の純増減額(　は増加)	10	
長期貸付けによる支出	562	543
長期貸付金の回収による収入	523	657
補助金の受取額	75	
その他	636	1,677
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,175	30,410

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(　は減少)	11,179	5,171
長期借入れによる収入	5,000	33,933
長期借入金の返済による支出	4,824	6,449
リース債務の返済による支出	137	186
自己株式の取得による支出		0
配当金の支払額	1,222	1,404
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	500	
財務活動によるキャッシュ・フロー		
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,196	84
現金及び現金同等物の増減額(　は減少)	6,565	14,217
現金及び現金同等物の期首残高	21,363	22,913
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 27,929	1 37,130

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当中間連結会計期間 (2025年9月30日)
投資その他の資産	31百万円	31百万円

2 財務制限条項

前連結会計年度（2025年3月31日）

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、56,400百万円には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております）。

各年度における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額が、直前の年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上であること。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額が、同年度における連結損益計算書に記載される売上高の金額を12で除し8を乗じた金額以下であること。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額で除した数値を2025年3月期は1.7以下に、2026年3月期は1.6以下に、2027年3月期は1.5以下に、それぞれ維持すること。

2025年3月末日及びそれ以降の各年度末において、以下の計算式で計算される「EBITDA修正有利子負債倍率(倍)」を、5倍以下に維持すること。

計算式：当該年度(最初の判定では2025年3月期)の修正有利子負債総額 ÷ (直近3期平均のEBITDA)

「EBITDA」は、連結損益計算書に記載される営業損益に減価償却費を加算した金額を意味する。

当中間連結会計期間（2025年9月30日）

短期借入金及び長期借入金（1年内返済予定額を含む）のうち、57,800百万円には、下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について期限の利益を喪失する財務制限条項が付いております（複数ある場合は、条件の厳しい方を記載しております）。

各年度における連結損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこと。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額が、直前の年度末における連結貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額の75%に相当する金額以上であること。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額が、同年度における連結損益計算書に記載される売上高の金額を12で除し8を乗じた金額以下であること。

各年度の末日における連結貸借対照表に記載される有利子負債の合計金額を、純資産の部の合計金額から為替換算調整勘定の金額を控除した金額で除した数値を2025年3月期は1.7以下に、2026年3月期は1.6以下に、2027年3月期は1.5以下に、それぞれ維持すること。

2025年3月末日及びそれ以降の各年度末において、以下の計算式で計算される「EBITDA修正有利子負債倍率(倍)」を、5倍以下に維持すること。

計算式：当該年度(最初の判定では2025年3月期)の修正有利子負債総額 ÷ (直近3期平均のEBITDA)

「EBITDA」は、連結損益計算書に記載される営業損益に減価償却費を加算した金額を意味する。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
給料及び手当	1,571百万円	1,679百万円
賞与引当金繰入額	283百万円	301百万円
貸倒引当金繰入額	0百万円	0百万円
株式給付引当金繰入額	91百万円	23百万円
役員株式給付引当金繰入額	3百万円	5百万円
退職給付費用	63百万円	63百万円
研究開発費	2,585百万円	3,194百万円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
現金及び預金	28,168百万円	38,708百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	239百万円	1,578百万円
現金及び現金同等物	27,929百万円	37,130百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,066	41.00	2024年3月31日	2024年6月12日	利益剰余金
2024年5月10日 取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,256,164.40	2024年3月31日	2024年6月12日	利益剰余金

(注) 2024年5月10日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金14百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年11月6日 取締役会	普通株式	1,040	40.00	2024年9月30日	2024年11月29日	利益剰余金
2024年11月6日 取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,256,164.40	2024年9月30日	2024年11月29日	利益剰余金

(注) 2024年11月6日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、当中間連結会計期間に連結子会社であるMeiko Electronics Hai Duong Vietnam Co., Ltd.の株式を非支配株主から追加取得いたしました。この結果、当中間連結会計期間において資本剰余金が421百万円減少し、当中間連結会計期間末において資本剰余金が13,820百万円となっております。

当中間連結会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年5月13日 取締役会	普通株式	1,248	48.00	2025年3月31日	2025年6月12日	利益剰余金
2025年5月13日 取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,243,835.60	2025年3月31日	2025年6月12日	利益剰余金

(注) 2025年5月13日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年10月27日 取締役会	普通株式	1,170	45.00	2025年9月30日	2025年11月28日	利益剰余金
2025年10月27日 取締役会	第一回社債型 種類株式	157	2,256,164.40	2025年9月30日	2025年11月28日	利益剰余金

(注) 2025年10月27日取締役会決議による普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、電子回路基板等の設計、製造販売及びこれらの付随業務の電子関連事業を主とし、その他の事業については、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を地域別に分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
日本	36,661	37,437
ベトナム	18,510	20,576
中国	17,289	18,910
米国	12,195	11,771
アジア	11,188	17,153
欧州	2,097	1,738
その他	214	3,904
顧客との契約から生じる収益	98,157	111,493
その他の収益		
外部顧客への売上高	98,157	111,493

(注) 前中間連結会計期間において、「北米」に含めていた「米国」の売上高は、金額的重要性が増したため、前連結会計年度より区分掲記していることから、前中間連結会計期間の表示の組替えを行っております。

(1 株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
1株当たり中間純利益	240円78銭	359円99銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益（百万円）	6,333	9,395
普通株主に帰属しない金額（百万円）	157	157
(うち優先配当額（百万円）)	(157)	(157)
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益（百万円）	6,176	9,237
普通株式の期中平均株式数（株）	25,650,303	25,660,644

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり中間純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。1株当たり中間純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前中間連結会計期間は350,500株、当中間連結会計期間は339,994株であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

剰余金の配当

2025年5月13日開催の取締役会において、2025年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額

普通株式	1,248百万円
第一回社債型種類株式	157百万円

1株当たりの金額

普通株式	48円00銭
第一回社債型種類株式	2,243,835円60銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

2025年6月12日

(注) 普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金16百万円が含まれております。

また、第51期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）中間配当について、2025年10月27日開催の取締役会において、2025年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額

普通株式	1,170百万円
第一回社債型種類株式	157百万円

1株当たりの金額

普通株式	45円00銭
第一回社債型種類株式	2,256,164円40銭

支払請求権の効力発生日及び支払開始日

2025年11月28日

(注) 普通株式の配当金の総額には、「役員向け株式交付信託」及び「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として保有する当社株式に対する配当金15百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月12日

株式会社マイコー
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
横浜事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 山 博 樹
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 會 田 大 央
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マイコーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マイコー及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。